

適正重量遵守に係る荷主業界向け啓発チラシ ～『積める重さ』と『運べる重さ』は違います！～

全ト協 平成30年1月5日

http://www.jta.or.jp/yuso/oogata/flyer_for_ninushi.pdf

荷主業界において道路運送車両法上の「最大積載量」と道路法の「特車許可重量」との違いに対する認識不足が続いていることから、国土交通省道路局において荷主業界向け啓発チラシを作成されましたので活用して下さい。

※啓発のチラシをご希望の方

事業者名、担当者名、必要部数、連絡先、引越チラシ希望と明記いただき、県ト協 (info@gitokyo.or.jp) まで連絡願います

(部数に限りがあり希望に応じきれない場合はご了承願います)

道路も車両も大切なパートナー

適正重量を守って通行しましょう

道路運送車両法 ～車両を守るためのルール～

『**積める重さ**』 = **最大積載量**

- ◆最大積載量は、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限度重量です。
- ◆過積載運行は、制動力の低下やバランスを崩しやすくなり重大事故の原因になる可能性があります。

車両総重量 = 車両重量 + 乗車定員の重量 + 最大積載量
(これらの数値は車検証に記載されています。)

40t

道路法 ～道路を守るためのルール～

『**運べる重さ**』 = **特殊車両通行許可による重量(車両総重量)**

- ◆許可重量は、橋などの道路構造物への影響等を考慮して、道路管理者が許可した限度重量です。(許可重量は許可証に記載されています。)

通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことが出来ません。

車両総重量 **40t** 許可重量 = **38t**

例えば
橋の重量制限が38tの場合
車両総重量が38tを超える車は通行できません。
(※特種貨物も含めた重量です。)

『積める重さ』と『運べる重さ』は違います！

**荷主のみなさん！
無理なお願いしていませんか？**

積んでしまうとあそこが壊れないな...
あれも一緒にお願い。まだ最大積載量まで積んでないから過積載にならないでしょ？

あなたが想像する以上に違法な重量超過車両は道路を傷めます。

POINT
車軸それぞれにかかる重量を「軸重」といいます。
※総重量とは別に「軸重」にも制限があります。

2トンの積載で9軸の影響に
大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋に与える影響は、軸重10トン車の約9台分に相当し、わずかな重量オーバーであっても道路へのダメージが大きくなります。

**道路を末永く安全にご利用いただくために
適切な積載へのご理解とご協力をお願いします**